

企画室総合労働相談コーナー

行政指導等と個別労働関係紛争との混在事案

行政指導等事案

個別労働関係紛争事案

他の行政機関事案

相談内容の十分な聴取及び把握、管轄の把握

- 1 混在事案である旨教示
- 2 個別労働紛争解決制度の説明

複数部署
事案

単独
事案

個別労働紛争解
決制度の説明

- 1 行政指導等の処理優先(相談者の希望を尊重し処理順序の
確定)
- 2 事案に応じ個別労働紛争解決制度の手続き開始可

相談者の希
望を尊重し
処理順序の
確定

電話

来庁

転送可

転送不可

初めに処理する部署
担当者に相談概要を
伝え、取次ぐ

担当部署の名称、所在地、電話番号等の教示(相談者に同一の質問をしないよう配慮)
必要に応じて担当者に連絡、相談概要を伝え、相談者に担当者氏名を伝えた上で取次ぐ

労働基準監督署

公共職業安定所
又は需給調整室等

雇用均等室

総合労働相談
コーナー

他の行政機関

相談者が相談日程の調整を希望する場合には相談日程の調整を行う等適切な取次ぎ

労働基準監督署総合労働相談コーナー

行政指導等と個別労働関係紛争との混在事案

行政指導等事案

個別労働関係紛争事案

他の行政機関事案

相談内容の十分な聴取及び把握、管轄の把握

- 1 混在事案である旨教示
- 2 個別労働紛争解決制度の説明

複数部署
事案

単独
事案

個別労働紛争解
決制度の説明

- 1 行政指導等の処理優先(相談者の希望を尊重し処理順序の
確定)
- 2 事案に応じ個別労働紛争解決制度の手続き開始可

相談者の希
望を尊重し
処理順序の
確定

電話

来庁

転送可

転送不可

労働基準監督署
で処理する場合

労働基準監督署で
処理しない場合

初めに処理する部署
担当者に相談概要を
伝え、取次ぐ

労働基準監督
署内の担当部
署へ案内

担当部署の名称、所在地、電話番号等の教示(相談者に同一の質問をしないよう配慮)
必要に応じて担当者に連絡、相談概要を伝え、相談者に担当者氏名を伝えた上で取次ぐ

労働基準監督署

公共職業安定所
又は需給調整室等

雇用均等室

総合労働相談
コーナー

他の行政機関

相談者が相談日程の調整を希望する場合には相談日程の調整を行う等適切な取次ぎ

庁外総合労働相談コーナー

行政指導等と個別労働関係紛争との混在事案

行政指導等事案

個別労働関係紛争事案

他の行政機関事案

相談内容の十分な聴取及び把握、管轄の把握

- 1 混在事案である旨教示
- 2 個別労働紛争解決制度の説明

複数部署
事案

単独
事案

個別労働紛争解
決制度の説明

- 1 行政指導等の処理優先(相談者の希望を尊重し処理順序の
確定)
- 2 事案に応じ個別労働紛争解決制度の手続き開始可

相談者の希
望を尊重し
処理順序の
確定

担当部署の名称、所在地、電話番号等の教示(相談者に同一の質問をしないよう配慮)
必要に応じて担当者に連絡、相談概要を伝え、相談者に担当者氏名を伝えた上で取次ぐ

労働基準監督署

公共職業安定所
又は需給調整室等

雇用均等室

総合労働相談
コーナー

他の行政機関

相談者が相談日程の調整を希望する場合には相談日程の調整を行う等適切な取次ぎ